

町報

かどがわ

日本一住みよい

1997

10

第427号

門川町



元気に秋の運動会



がんばる中央保育所の園児たち

いきいきまちフェスティバル門川 産業と文化の祭典

11月1日(土)～3日(月) 3日間

門川町総合文化会館
および周辺にて開催



産業・商業・文化の大イベントとして、「いきいきまちフェスティバル門川」が盛大に開催されます。

イベント会場では、本町の特産品や商工業製品および食料品等の展示即売が行われ、クリエイティブセンターの室内では文化祭行事としての作品展が実施されます。

また、ステージでは合唱や邦楽、日本舞踊などの文化発表大会や、産業まつり、商業まつりの歌謡ショーなどが予定されています。

皆さん、お誘い合わせのうえおでかけください。詳しくはチラシをご覧ください。

主催

門川町地場産業振興対策協議会・門川町商工会・門川町文化協会・門川町教育委員会・門川ふるさと文化財団

(写真は、昨年のフェスティバルから)

住みよい地域づくり町民運動に関する情報をお寄せ下さい

皆様もご承知のように町制施行五〇周年を記念して提唱された「住みよい地域づくり町民運動」も今年で十二年目を迎えるようとしております。

この間、各自治公民館、民主体等で多種多様な運動や取り組みがなされ、多くの成果を収めております。またこの運動も一部ではありますが、定着化の方向にあり誠に有り難く嬉しく思っています。

今後は、更にこの運動の活性と拡大を図るため次のようなことについて募集いたします。

この目的は、他の一般町民の方々から寄せられた行事等に直接、間接に参加(見学)していただくことから、出合いやふれあいを深め、併せて「我が門川町」のことを知ってもらおうとするものです。積極的に情報をお寄せくださるようお願いいたします。

実践活動に資金を助成しています

「自分達の地域は自分で築く」という認識を新たにし、再度自分達の地域を見つめ直し魅力ある地域づくりに取り組もうとする各種団体・グループに活動資金を助成しようとするものであります。

「自分達で何が出来るか」を実践するよい機会です。早めに申請していただき、積極的に活用くださるようお知らせをいたします。

なお、詳しいことにつきましては教育委員会、住みよい地域づくり運動門川町民会議事務局」までお尋ねください。

- 一、各地区に伝わる伝統文化行事等、例えば「加草二区自治公民館における、ふれあいどろんこ祭り・宮ヶ原等自治公民館の文化講演会・竹名自治公民館での「お天道様」等、
 - 一、各民主団体等(町PTA 婦人防火クラブ・その他)における行事等
 - 一、町内各事業所等における行事等
 - 一、その他、地域づくり町民運動に関する関係機関・団体におけるイベント等含む
- なお、報告いただく場合は次のことについて明記してください。なお、お問い合わせは、①開催の日時及び会場 ②開催の目的等について簡単に：

住みよい地域づくり運動
門川町民会議会長
門川町教育委員会

また 納涼花火大会



8月30日(土)、庵川漁協でみなとまつりと花火大会が開催されました。

フェスティバルの会場では、会場パレードや大漁もちまき、魚のつかみ取り、釣り堀、カラオケ大会、南条美里ショーなど、さかなのまち門川ならではのイベントが盛りだくさん行われました。

午後8時から納涼花火大会が行われ、約4,500発の花火が門川の夜空を彩りました。町内外から訪れた約3万人の観客も夏の終わりの楽しいひとときを過ごされたことと思います。

フェスティバル、花火大会の開催につきましては、協賛金のご協力をいただきました。

区長さんおよび町民の皆様や、当日ご協力をいただきました交通指導員、消防団、日赤奉仕団、警察の皆様、乙島遊覧船の売上金をご寄付くださいました渡船業組合の皆様、そして翌日、会場および花火打ち上げ場所の清掃をしていただきました(南西の丸の皆様等、多くの方々よりご協力賜り心よりお礼申し上げます。

今後とも門川みなとフェスティバル、ならびに納涼花火大会が皆様方に愛され、本町の活性化と発展につながるよう努めてまいりますので、ご支援ご協力お願い申し上げます。

・第7回門川みなとフェスティバル実行委員会
・門川町観光協会



ど〜んと夜空に4500発 お昼は大漁のまつりにわき 第7回門川みなとフェスティバル・第12回かどがわ



畜犬登録の予防注射追加実施と狂犬病

平成9年度第2回目の犬の登録と狂犬病予防注射を行いますので、下記の会場まで犬をつれてきてください。なお、前回(4月)に注射を行っている犬は、対象外です。
※当日、受けられない犬がいる場合には、環境課にご連絡ください。

【手数料】

(1)登録犬の場合(注射のみ)	注射手数料	2,850円
(2)新たに登録する場合(登録と注射が必要です)	登録手数料	3,000円
	注射手数料	2,850円
	合計	5,850円

愛犬家の皆さんへ

月 日	会 場	時 間
10月8日(木)	西門川郵便局隣	9:20~9:40
	小園公民館	9:50~10:10
	上町公民館	10:20~10:40
	中尾公民館	10:50~11:10
	栄ヶ丘公園	13:20~13:40
	宮ヶ原公民館	13:50~14:20
10月9日(木)	西栄町公民館	14:30~15:00
	南ヶ丘公民館	9:20~9:40
	上納屋公民館	9:50~10:10
	平城西県営住宅前公園	10:20~10:50
	庵川東多目的研修施設	13:20~13:40
	庵川西公民館	13:50~14:20
	加草公民館	14:30~15:00

浄化槽を少しでも知ってもらいたい

豆知識

これは、昭和60年10月1日に浄化槽法が施行された事を記念して設けられております。この「浄化槽の日」を中心にしまして、全国各地で浄化槽に関する行事が催されており、本県におきましても先日、宮崎市におきまして、厚生省より講師を招いての講演会並びに啓発パレードが行われたところでございます。この浄化槽の日を、新たな出発点として、浄化槽行政に取り組んでまいりたいと存じますので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

10月1日は浄化槽の日です

(7条検査)と「定期検査(11条検査)」がありますが、そのうち「定期検査」は平常の保守点検・清掃が適正かどうかを判定するものですから、たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約していても、「水質に関する検査」は受けなければなりません。



保守点検業者と契約して10月1日の検査も受けようですか。
すべての浄化槽は、この「水質に関する検査」を受けなければなりません。浄化槽法に規定されています。
この検査には「設置状況検査

保守点検・清掃・検査の記録は3年間保管してください。
法定検査は、浄化槽の定期健

ダイオキシンを「存知ですか?」

塩化ビニールやプラスチック類は家庭で焼却しないでください。

みなさん、ダイオキシンという言葉は、テレビや新聞で一度はご覧になったことがあると思いますが、ダイオキシンは、毒性が強く人体にも多大な影響を与える物質であります。発生源としては、ゴミの焼却(高温でない)も関連があると言われておりますので、家庭ゴミを焼却される場合には次の点にご注意ください。
・塩化ビニールやプラスチック類は、必ず取り除いてください。
・風の強い日や小雨の日などにはさけ、完全に焼却できる日に実施してください。
・煙や臭いなどの苦情の原因にもなります。



みなさんのゴミステーションは、きれいですか?

ゴミステーションは、みんなで使用するものです。きれいにしましょう。

みなさんが普段から使用されているゴミステーション(ゴミの置場)は、いつもきれいに保たれていますか?
先日、ある町内のゴミステーションにおいて「ボヤ」騒ぎがありました。その原因は、タバコか何かの投げ捨てによるものと思われ、ステーションのまわりには雑草が伸びており、何かが投げ捨てられても外からは分かりにくく、また、近くには住居も密集しており、一つ間違えば大惨事にもなりかねない状況にありました。

ゴミステーションは、みんなで使用するものです。まわりの住宅などに迷惑をかけるよう、みんなできれいにしておくように心がけましょう。

空き地の草刈りは、お済みですか?

空き地の所有者は環境美化に心がけてください。

みなさんが所有されている空き地は、きちんと管理してありますか? 雑草が伸びたり、空き缶や空き瓶が転がっていることはありませんか?
環境課では、このような空き地がみられるという地域住民からの苦情が多数寄せられ、苦情の処理に苦慮しています。不法に投げ捨てる人にももちろん責任はありますが、しかし、空き地を所有されている方にもまわりの環境を損なってはいけない義務があると思えます。

空き地を所有されている方は、空き缶などが投げ捨てられぬように雑草などの刈り取りをよく行ってください。

ちょっとした心づかい

●台所で
使った油は、流しに流さず、ゴミと一緒に出す
なべや皿のひどい汚れは紙でふいてから洗う
三角コーナーには細かいネットをかぶせる



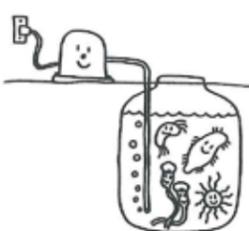
●洗濯で
無りん洗剤を使う
洗剤はかならず適量をはかって使う
漂白剤は適量を使う



●トイレで
紙おむつ、衛生用品、たばこの吸殻を流さない
レットペーパーを使う
塩酸等の薬品を使わない(普通のトイレ洗剤はOK)



●浄化槽で
殺虫剤は使わない
プロワローの電源を切らない



お問い合わせ先
門川町役場 環境課
☎1140(内線230)
231番へ

10月は土地月間

10月4日(土)
午前10時～午後4時
**不動産無料
相談会開催**

平成9年2月に国の土地政策として、新総合土地政策推進綱が閣議決定されたのを受けて、国土庁は、10月1日を「土」の字を分解して「土」から「土地の日」として制定し、10月1日から10月31日の一ヶ月間、公共の福祉の優先等土地についての基本理念について広く国民の理解を深めるとともに土地関係政策について広報活動を行うことにより土地についての理解と関心を高め、土地関係政策のより実効ある推進に資することを目的に土地月間としています。

新総合土地政策推進要綱の概要については、

- 1 土地政策の目標（地価抑制から土地有効利用への転換）
- 2 土地の有効利用の促進
- 3 土地取引の活性化の促進
- 4 土地政策の総合性・機動性の確保

性を確保を四本の柱に、現在の土地をとりまく状況の変化を受け、地価抑制からの土地政策の転換を図り、土地の有効利用を旨とし、土地取引の活性化を図ることとしそのための所要の施策を適宜適切に推進していくというものです。

住民の皆様は土地関係政策等に對するご理解とご協力をよろしくお願いします。

「活かして使おう、大切な土地を！」土地はみんなの財産です。

また、この期間中の10月4日(土)午前10時～午後4時に、日本不動産鑑定協会九州会宮崎県支部主催による「不動産無料相談会」を延岡市社会福祉センター（2階研修室）で実施いたします。

連絡先 ☎0982-26555

今月は国民健康保険被保険者証の切替です

有効期限は10月末までです。更新を受けましょう。

- 期限切れのため、現在交付の保険証は11月1日から使用できなくなります。
- 28日から更新の手続きが出来ます。
- 届出もれはありませんか？
社会保険への加入・脱退、転入・転出、出生・死亡に伴う異動が生じた場合は届出をお願いします。

また住所が変わった時なども届出が必要です。

※子どもさんが学生であるなど、遠隔地保険証が必要な場合は、更新時に在学証明書が必要です。早めにご準備下さい。

(お問い合わせ先 町民課国民健康保険係 ☎63-1140)



平成9年度国民健康保険被保険者証更新（切替）日程表

10月28日(火)			10月29日(水)			10月30日(木)		
地区	時間	更新場所	地区	時間	更新場所	地区	時間	更新場所
松瀬	9:00～9:20	松瀬集落センター	竹名	9:00～9:20	竹名公民館	加草1・2区	9:00～10:00	加草2区集会所
三ヶ瀬	10:00～10:50	三ヶ瀬集会所	中村	9:40～10:10	中村公民館	加草3・4・5区	10:20～11:30	加草公民館
上井野	11:10～12:00	西門川児童館	東栄町	10:40～11:40	東栄町公民館	平城西丘	13:10～13:50	平城西集会所
大内原	13:30～14:00	大内原集落センター	西栄町	13:30～14:30	西栄町公民館	平城東	14:10～14:50	平城東集会所
小松	14:20～15:00	小松公民館	宮ヶ原	14:50～16:00	宮ヶ原自治公民館	上本	15:00～17:00	役場1階会議室
中山	15:30～16:00	中山集落センター						
小園	9:00～9:30	小園公民館	尾末	9:00～9:50	後向公民館	庵川西	9:00～9:50	庵川西公民館
城屋敷	9:50～10:30	城屋敷公民館	旭町	10:20～11:10	中尾公民館	庵川東	10:10～11:00	庵川東集落センター
五十鈴	10:50～11:30	五十鈴集落センター	下納屋	13:20～14:00	下納屋公民館	松寿園	11:20～11:50	松寿園
南ヶ丘	13:20～14:00	南ヶ丘公民館	上納屋	14:20～15:50	上納屋公民館	牧山	13:20～13:50	牧山公民館
南町1区	14:20～15:00	南町1区公民館				谷の山	14:00～14:30	区長宅
南町2区	15:20～16:00	五十鈴荘						

ごみを捨てる？ ごみを生かす？ いま、わたしたちはその行動を問われています。ごみの減量やリサイクルへの取り組みは、ごみを回収・処理する行政だけでなく、製品をつくる事業者、それを消費し廃棄する消費者を含めた共通の課題です。消費者であるわたしたちは、何をすべきなのでしょう。

最終処分場はバンク寸前
わたしたちは、日常生活のさまざまなごみを排出しながら生活しています。日本人一人が一日に排出するごみの量は約一千グラム。日本全体では、一日に約十四万トンのごみが排出されていることになりました。皆さんは、ごみ集積場に出した後のごみのことを考えたことがありますか。ごみ集積場から姿が消えても、ごみそのものが消えてなくなつたわけではありません。それらは、焼却処理などの過程を経て、最後には最終処分場に埋め立てられます。その処分場の容量は、いまやバンク寸前。現状のままごみを出し続けられれば、あと八年でごみがあふれてしまいます。

焼却処理は環境の悪化を招く
ごみの容量を減らすだけなら、焼却処理をすればいいと考える人もいます。しかし、焼却処理は、すべてのごみを焼却できるものではありません。残ったものはやはり埋め立てなければなりません。何よりこの方法では環境を汚染するという大きな落

「捨てる」「生かす」社会から「捨てる」「生かす」社会へ

とし穴があるのです。一つには、焼却時に発生する大量の二酸化炭素によって、地球の温暖化をさらに進めてしまっています。また、むやみにごみを燃やすと、ダイオキシンなどの有害なガスを発生してしまいうことあるのです。

こうした環境への悪影響を考えると、ごみ問題の解決策は「ごみ全体の量を減らす」ということ以外にありません。

ごみを減らす

ごみの増加の大きな原因は、

「捨てる」「生かす」ライフスタイルを目指しませんか。

わたしたちの「使い捨て」のライフスタイルにあります。ごみを減らすためには、まず、使い捨てにしないこと。これを基本にすると、左のような四つのステップで、ごみの減量が可能になります。

このなかで、「リデュース（ごみを出さない）」、「リサイクル」については、「再利用」の三つのRについては、日常生活のなかでわたしたちにも実行していることです。

「捨てる」「生かす」ライフスタイルを目指しませんか。

STEP 1 Reduce
ごみを出さない暮らしを心掛ける

- ・使い捨て容器のものは買わない
- ・買い物袋を持参して、店の袋はもらわない
- ・過剰包装を避ける

STEP 2 Recycle
リサイクルにまわし、原材料として再資源化

- ・紙類、缶類（アルミ、スチール）、びん類、PETボトル等はリサイクルを
- ・生ごみはコンポスターで堆肥に変える

STEP 3 Re-Use
使用済み製品の再利用

- ・ビールびん、一升びんなどのリターナブル容器は再使用できます。回収に協力を
- ・使える製品はバザーや古道具屋に持ち込む

STEP 4
廃棄物の適正処理

最終的に残ったごみは環境に配慮して適正に処理

正しい受診と健康づくりを心がけよう

みだりな転医を控える
次から次へと転医したり、一つの病気で二人も三人もお医者さんにかかるひとがいます。こういう行為は、医療費の大変な無駄づかひにつながる場合が少なくありません。かかっているお医者さんを信じ、まかせきること、治療を受ける上では必要です。

健康診断を忘れず
むずかしい病気でも、早期に見出し、早期に治療すれば、たいいてい治ります。早期発見の手だては健康診断です。年に一度（理想的には二度）は健康診断を受けたいものです。

からだに抵抗力をつけよう
病気のほとんどは、からだの生理機能が低下し、抵抗力が衰えたときに起こります。病気につけこまれない抵抗力をからだにつけましょう。そのためには、バランスのとれた栄養、適度の運動、充分な睡眠と休養が何より必要です。

公営住宅制度が変わります

公営住宅制度は、今日まで、住宅に困窮する低額所得者の方の居住の安定と居住水準の向上のために、大きな役割を果たしてきました。しかし、21世紀を間近に控え、急速な高齢化など大きく変化する社会経済状況に対応し、高齢者や身障者など真に住宅に困窮する方々に対して、良好な居住環境を備えた公営住宅の的確な供給を図ることが一層重要

■家賃の決定方法の改正



これまで町営住宅の家賃は、入居前から決まっていた家賃を支払っていただいていたおりましたが、これからは、入居者の皆様から申告していただいた収入をもとに、住宅の立地条件や建築年数、広さなどを加味して、毎年戸別到家賃を決定することとなりました。

要となってきました。

そこで、昨年5月に公営住宅法等が改正され、入居者資格の改正やそれぞれの収入に応じたきめ細かな家賃設定など、公営住宅のよりの確かな供給に向けたさまざまな改善策が折り込まれました。今回の改正の趣旨をご理解いただき、新しい町営住宅制度への移行がスムーズに行えるよう、ご協力をお願いいたします。

方でも、収入の額によって家賃が異なることとなります。また、同じ入居者の方でも、毎年家賃が変わることとなります。

家賃決定の手続きは次のとおりです。
①毎年7月頃に収入の申告をしていただきます。
(本年度は10月頃になる予定です)

②申告に基づき収入を認定し、家賃を算定し1月頃までにお知らせします。

③認定した収入等に異議がある場合、一定期間内に申し出ていただきます。

④翌年4月から1年間その家賃を支払っていただくこととなります。

なお、この方法により決定された家賃は、平成10年の4

■入居基準の緩和

・種別区分の廃止

これまで収入によって区別されていた1種、2種の区分

※負担調整措置の例
(現在の家賃2万円、新家賃2万5千円の場合)

年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
家賃	21,200円	22,500円	23,700円	25,000円

では、3年間で徐々に引き上げる負担調整措置により、急激に家賃が上昇しないよう一定の措置が講じられます。

が廃止され、収入基準が一本化されることとなりました。これまでは、1種の住宅が空いているのに収入による区

収入申告

をお願いいたします。



分が2種であるため同居できない、といった不合理な事態が生じていたが、これからは一定の収入基準(認定した収入が200,000円以下であること)等を満たせば、どの住宅(一部の特定目的住宅を除きます)にも入居できることとなります。



■適用時期

今回改正された新しい制度は、原則として平成10年4月1日から適用されます。つまり、新しい制度に基づいて算定される新家賃は平成10年4月分からお支払いいただくこととなります。

したがって、これまで収入基準を超過している方(収入超過者)に課せられていた割増賃料は、今回の収入申告に基づいて新たに算定され、平成10年3月分までは引き続きお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

■お問い合わせ
門川町役場 財政課 管財係
(☎0982-1140内線251)

10月は労働保険適用促進月間です

労働省では、「働くあなたと家族を守る 労働保険」を標語に今月を「労働保険適用促進月間」として定め、労働保険制度の周知活動を行っている。

納税を口座振替にしてみませんか

預貯金通帳と通帳の印鑑を持参して、ご利用の金融機関の窓口、もしくは、役場税務課で手続きができます。

口座振替は、申込の手続きをされた翌月から開始されます。振替日は、毎月25日です。

口座振替ができる金融機関
宮崎銀行、宮崎太陽銀行、高鍋信用金庫、JA日向、門川漁業協同組合、庵川漁業協同組合、郵便局(全国どこでも可)

※宮崎銀行は町外支店も可能

奥様と税

パートタイムで働く奥さまをよく見かけますが、誰でもちょっと気になるのが収入と税金の関係です。通常、パート収入は、給与所得となりますので、年収が百三万円までは、ご主人は配偶者控除が受けられますし、奥さま自身にも所得税はかかりません。

また、パートによる収入が百三万円未満であれば、一定要件のもとに、配偶者特別控除を併せて受けることができ、百三万円を超える場合であっても、百四十一万円未満であれば、配偶者特別控除が受けられます。

なお、保険外交員や集金人・検針員の業務に関する報酬等については事業所得として取り扱われ、給与所得の場合と異なる計算方法となります。パート収入と税金のことでお分かりにならないことがありましたら、お近くの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

延岡税務署
(☎0982-323301)



・高齢者世帯等の収入基準引き上げ

高齢者や身体障害者世帯等は、設備など条件の合う住宅を民間賃貸住宅において見つけることは、収入の多少にかかわらず、難しい面があり、こうした現状を考慮し、一般の世帯よりも収入基準を引き上げられることとなりました。(認定月収268,000円以下)

・単身入居

これまで、単身での入居は小規模な住宅を対象として男性は60歳以上、女性は50歳以上での入居が認められていましたが、今回、男性についても50歳以上の単身入居ができることとなりました。





任意加入
60歳
65歳

一、年金を受けられる要件は、原則として、保険料を納めた期間と免除された期間および必要です。

一、国民年金は65歳からですが、他制度に加入期間のある人は、60歳で年金を受けられる要件があれば、60歳より特別支給の厚生年金が受けられます。

▼国民年金の保険料を、未納されている多くの場合は、自分の年金の現在までの納付状況を把握していないのではなからず、夫(妻)が厚生年金、各種

一、国民年金は65歳からですが、他制度に加入期間のある人は、60歳で年金を受けられる要件があれば、60歳より特別支給の厚生年金が受けられます。

▼国民年金の保険料を、未納されている多くの場合は、自分の年金の現在までの納付状況を把握していないのではなからず、夫(妻)が厚生年金、各種

わたしたちの
国民年金

国民年金は従来は厚生年金、公務員(共済)等に加入していない自営業者等を対象としていましたが、昭和61年4月1日以後は、国民年金の適用の範囲がすべての国民に拡大

され、厚生年金や共済の加入者およびその配偶者も国民年金の被保険者となることになりました。したがって、厚生年金または共済組合とともに国民年金にも加入しています。

具体的には自営業者等は個別に保険料を納め、厚生年金や共済組合の加入者およびその被扶養配偶者は、それぞれの制度が国民年金に対する拠出金として一括して負担しています。配偶者は第3号被保険者です。

なお、基礎年金の給付費の3分の1は、国庫が負担しています。

共済の被保険者の配偶者(昭和36年4月1日〜昭和61年3月31日)で国民年金加入任意期間一、昭和36年4月1日以後の脱退一時金受給期間一、離婚されて再婚された場合の、カラ期間は両方計算されます。(昭和36年4月1日〜昭和61年3月31日までの期間)▼年金受給要件をみたしていないと、次のようなことに大変損をします。

一、年金を受給することができない、一生無年金である。

一、障害年金の対象になつた時請求できない。

一、厚生年金や共済年金で、配偶者加給年金が加算されていきますが、配偶者が65歳になつたときは、受給者の年金から配偶者加給年金がなくなり、代わりに配偶者に振替加算されますが、受給要件がないと加算されません。

▼国民年金は、貴方の老後をささえる大切な年金です。自分の年金です、しっかりと自分の年金を確かめて下さい。今まで納めた保険料を無駄にしないためにも、保険料の未納をなくし、受給要件を確保して下さい。

一、国民年金は65歳からですが、他制度に加入期間のある人は、60歳で年金を受けられる要件があれば、60歳より特別支給の厚生年金が受けられます。

▼国民年金の保険料を、未納されている多くの場合は、自分の年金の現在までの納付状況を把握していないのではなからず、夫(妻)が厚生年金、各種

国民年金

具体的には自営業者等は個別に保険料を納め、厚生年金や共済組合の加入者およびその被扶養配偶者は、それぞれの制度が国民年金に対する拠出金として一括して負担しています。配偶者は第3号被保険者です。

なお、基礎年金の給付費の3分の1は、国庫が負担しています。

共済の被保険者の配偶者(昭和36年4月1日〜昭和61年3月31日)で国民年金加入任意期間一、昭和36年4月1日以後の脱退一時金受給期間一、離婚されて再婚された場合の、カラ期間は両方計算されます。(昭和36年4月1日〜昭和61年3月31日までの期間)▼年金受給要件をみたしていないと、次のようなことに大変損をします。

一、年金を受給することができない、一生無年金である。

一、障害年金の対象になつた時請求できない。

一、厚生年金や共済年金で、配偶者加給年金が加算されていきますが、配偶者が65歳になつたときは、受給者の年金から配偶者加給年金がなくなり、代わりに配偶者に振替加算されますが、受給要件がないと加算されません。

▼国民年金は、貴方の老後をささえる大切な年金です。自分の年金です、しっかりと自分の年金を確かめて下さい。今まで納めた保険料を無駄にしないためにも、保険料の未納をなくし、受給要件を確保して下さい。

コスモス教室 ご案内

成人病を防ぐノウハウについていっしょに学びませんか?
日程

10月2日(木)	高脂血症ってなあに
10月16日(木)	高血圧ってなあに
11月6日(木)	成人病と食生活
11月20日(木)	調理実習

講師 保健婦・栄養士
場所 中央公民館
時間 9:30~11:30
申し込み先
福祉保健課健康づくり係 ☎63-1140内線225

ご存知ですか? 10月は食生活改善普及 月間です

平成7年度の門川町主要死因
第1位 悪性新生物
第2位 心疾患
" 脳血管疾患

平成8年度基本健診結果をみると、受診者総数 1093人
要指導及び要医療者を合わせると、65.9%で高血圧(境界域高血圧含む)が20.4%、肝疾患、心疾患、糖尿病、腎疾患の順となっております、これら

は生活習慣病といわれるもので、町民一人一人が健康を保持増進していくためには、基本となる食生活の見直しを中心とした適正な生活習慣を身につけることが大切です。

「見直そう食生活、見直そう生活習慣」をキャッチフレーズとし、「食生活改善普及運動」を自分のための自分による、自分にあった健康づくりを展開していきましょう。

行政相談週間のお知らせ

「行政相談委員」と「総務庁(行政監察事務所)」は国・県・市町村の役所の仕事やJ・R・NTT・公庫・公団などの特殊法人の仕事について、処理に納得できない、「不親切な扱いを受けた」、「このようにして欲しい」、「どこへ相談したら良いかわからない」などの苦情や意見・要望を住民からお聞きし、住民と役所の間に立つて、公平・中立な立場からその解決を促進するお手伝いをしています。

相談は無料です

総務庁では、行政相談制度を広くお知らせし利用してもらうために、「行政相談週間」(10月12日(日)〜18日(土))を設け、全国一斉に各種の行事を行います。

門川町では、次のとおり行政相談委員の「宮田チカ子さん」が行政相談所を開設し、行政についての相談を受けておりますので、お気軽においでください。

相談は無料で秘密は守られます。

①日時 毎週火曜日 午前9時から午後3時まで
②場所 門川町総合福祉センター1階 相談室
③行政相談委員 宮田チカ子さん(門川町宮ヶ原 ☎63-2622)

※なお、行政相談委員は相談所以外でも相談に応じています。

詳しくは行政相談委員、または宮崎行政監察事務所(☎0985-241100)までお問合せください。



行政書士制度
強調月間
無料相談実施!
10月1日~31日

《行政書士が取り扱う業務のご案内》
■官公署に提出する書類の作成等
■権利義務、事実証明に関する書類の作成等
前記の内容でお困りの方、御相談されたい方は、最寄りの行政書士事務所または行政書士会にご連絡ください。

連絡先
宮崎県行政書士会
宮崎市旭2丁目2番32号岡崎ビル2F
☎0985-244356
FAX0985-294195

県北15市町村が一堂に会して、特産品の展示即売が延岡市で行われます。私たちの町からも地場産品が出店されるほか、「工業・工芸ゾーン」「観光ゾーン」「物産ゾーン」と分かれそれぞれ盛り、たくさん催しが行われます。

また、今年は日豊経済圏の交流大会も同時に開催されることから、大分県南部の地域からも地場産品が出店されます。皆さんでお出でください。

日時:10月25日(土) 10時~18時
26日(日) 10時~17時
(雨天の場合は11月1日(土)・2日(日))

会場:延岡市五ヶ瀬川河川敷(延岡市役所北側)

問合せ:延岡市商業観光課 ☎0982-347833

文化祭のスポーツ大会に参加しませんか。

お申し込みはお早めに

今年の総合文化祭体育部門の日程が次のとおり決まりました。なお、申込締切は各大会開催日の一週間前までです。

- | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|--|---|
| <p>ゲートボール大会</p> <p>◇とき 十一月四日(火) 八時三十分開会</p> <p>◇ところ 門川町旧福祉館 コート</p> <p>◇申込先 小野 吉重 六三三―五三三七</p> | <p>テニス大会</p> <p>◇とき 十一月二十三日(日) 九時開会</p> <p>◇ところ 海浜総合公園 テニス場</p> <p>◇申込先 峯 幸男 六三三―二四九〇</p> | <p>弓道大会</p> <p>◇とき 十二月十四日(日) 九時三十分開会</p> <p>◇申込先 幸節館 岩崎 幸明 六三三―一〇一四</p> | <p>サッカー大会</p> <p>◇とき 十一月十六日(日) 九時開会</p> | <p>バレーボール大会</p> <p>◇とき 十一月三十日(日) 九時開会</p> <p>◇ところ 勤労者 体育センター他 六三三―一四〇</p> | <p>バドミントン会</p> <p>◇とき 十一月十六日(日) 九時開会</p> | <p>少バレーボール大会</p> <p>◇とき 十一月三日(月) 九時開会</p> <p>◇ところ 五十鈴小学校 体育館</p> <p>◇申込先 柳田 隆晴 六三三―一四〇</p> | <p>ソフトボール大会</p> <p>◇とき 十二月七日(日) 九時開会</p> <p>◇ところ 海浜総合公園多目的広場、野球場</p> <p>◇申込先 久米 佳朗 六三三―一四〇</p> | <p>ソフトテニス大会</p> <p>◇とき 十一月三十日(日) 九時開会</p> <p>◇ところ 海浜総合運動公園 テニス場</p> <p>◇申込先 高嶋 謙一 六三三―〇四五八</p> | <p>野球大会</p> <p>◇とき 十一月二日(日) 九時開会</p> <p>◇ところ 海浜総合公園 野球場</p> <p>◇申込先 河野 道男 六三三―六六七三</p> | <p>ミニバレーボール大会</p> <p>◇とき 十二月十四日(日) 八時三十分開会</p> <p>◇ところ 勤労者 体育センター</p> <p>◇申込先 松本喜美子 六三三―三二二四</p> | <p>卓球大会</p> <p>◇とき 十二月七日(日) 九時開会</p> <p>◇ところ 中央公民館体育室 小学生・新人個人・団体の部</p> <p>◇申込先 長友 幸夫 六三三―一四五四</p> | <p>ラグビー大会</p> <p>◇とき 十一月三十日(日) 十時開会</p> <p>◇ところ 海浜総合公園 多目的広場</p> <p>◇申込先 河野 道男 六三三―六六七三</p> | <p>少林寺流空手大会</p> <p>◇とき 十一月十六日(日) 九時開会</p> <p>◇ところ クリエイティブセンター</p> <p>◇申込先 姫野 哲夫 六三三―一三三二</p> |
|---|--|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|--|---|

高齢歩行者の保護や 高齢運転者標識など改正

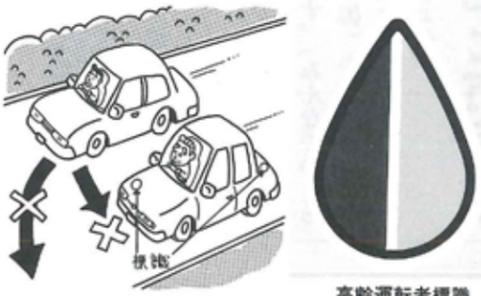
平成九年十月三十日から改正道路交通法の一部が施行されます

平成八年の交通事故死者は、九年ぶりに一万人を下回りました。しかし、交通事故発生件数は約七十七万件で史上最高の件数で推移しているほか、四年連続して高齢者が最も死者の多い年齢層となるなど、厳しい交通情勢にあります。このような状況に対処するため、道路交通法が改正され、平成九年五月一日に公布されました。今後、公布の日から一年六か月を超えない範囲で段階的に施行されることとなります。

改正道路交通法のあらまし

■高齢運転者の保護
 高齢運転者は加齢に伴う身体機能の低下により、危険を避けるためのとっさの行動をとることが困難になったり、危険の発見や回避が遅れがちになったり

します。このような高齢運転者の保護を図るため、七十五歳以上の高齢運転者で、身体的機能の低下により自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあると自ら判断した場合については、普通自



高齢運転者標識

動車の前面及び後面に一定の標識(高齢運転者標識)を付けて普通自動車を運転しようとする努力をしなければならないこととしました。また、周囲の運転者は、この標識を付けた自動車に幅寄せや割り込みをしてはいけません。

■高齢歩行者の保護
 高齢者の交通事故による死者のうち、歩行中の死者がほぼ半数を占めており、高齢歩行者の保護の必要性が非常に高くなっています。今回の改正では、通行に支障のある高齢歩行者が、道路を横断しようとしている場合に、高齢歩行者から申し出が



あったときなど必要があると認められるときは、その場に居合わせた人は、誘導・合図をするなどして、高齢歩行者が安全に横断できるように努めなければならないこととしました。また、車両等の運転者は、通行に支障のある高齢歩行者が通行しているときは、一時停止や徐行して、その通行を妨げないようにしなければなりません。

■高速自動車国道等におけるトレーラーの通行区分に関する特例
 高速自動車国道等において、高速走行しているトレーラーが追い越しなどのために進路を変更するときにバランスを失い重大事故につながるケースが見られることから、トレーラーは車両通行帯が設けられた高速自動車国道や自動車専用道路の標識等により指定された区間を通行する場合には、その最も左側を通行しなければならぬこととしました。

- 交通情報を提供する事業者の配慮義務**
 交通情報の提供は、それが正確かつ適切に行われれば交通安全と円滑に資するものですが、誤った情報や不適切な情報の提供が行われると、交通安全と円滑に支障を生じさせる恐れがあります。交通情報提供事業者は、正確かつ適切な交通情報を提供し、交通安全と円滑に資するよう配慮しなければならぬこととしました。
- ◇(その他の主な項目)
 - 免許の欠格期間の延長
 - 自動車等の運転者に重大違反行為をさせた者等に対する免許の拒否等
 - 交通安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進
 - 交通安全教育指針の作成及び公表
 - 申請による免許の取消し
 - 軽微違反行為をした者の受講義務
 - 七十五歳以上の者の免許更新に関する特例
- (施行期日)
 ●印は平成九年十月三十日施行
 ●印は平成十年四月施行予定
 ▲印は平成十年十月施行予定

交	番	だ	よ
		り	



「けん銃に関する情報をお寄せください」

けん銃のないよりよい社会をめざすためけん銃取締りに協力を。
 ・けん銃を見た
 ・けん銃を持っている
 ・不審な人が住んでいる
 ・見慣れない船が停泊している

る
 ささいなことでも結構です。最寄りの警察署か、または、けん銃一〇番、☎0985-201074まで情報をお寄せください。

みんなが安心して暮らす街

安全で住みよい地域社会を実現するために、平成9年10月11日から20日までの10日間

にわたり、「全国地域安全運動」が実施されます。本年5月の神戸市における「小学六年生男子殺人、死体遺棄事件」発生以後、門川町内はもとより宮崎県内の各地で、通学路等の安全点検や通学路沿線の商店、民家に対する緊急連絡(避難)所のお願いははじめ、危険箇所パトロール、防犯座談会の開催など、地域住民による自主的な安全活動が展開されています。「みんなが安心して暮らす街」を合言葉に、みんなで「地域安全活動」に参加しましょう。

町内の事件・事故

交通事故	
人身事故	物損事故
2件	37件

刑法犯				
自転車盗	侵入盗	車上狙	部品盗	自動販売機荒し
16件	4件	2件	2件	1件

「暴力団犯罪の根絶と市民社会からの暴力団排除」

警察は、暴力団の壊滅を目指し、徹底した取締りを実施し、(財)宮崎県暴力追放県民会議の活動を支援するなど暴力追放活動を推進しております。
 対応の基本的な心構え
 (1)暴力団を恐れないこと
 (2)暴力団の体質を知ること
 (3)組織で対応すること
 (4)暴力団を利用しないこと
 (5)警察または暴力追放県民会議へ相談すること

みんなの広場

宮ヶ原地区 婦人会チームが今年も優勝



8月31日に南郷村レクリエーションセンターで、郡内十

ヶ町村の地域婦人会がスポーツを通して親睦と連帯を図るため、平成九年度東白杵郡地域婦人連絡協議会主催バレーボール大会が開催されました。本町からは、宮ヶ原地域婦人会(会長 米良雪美)が町代表として出場し、予選を順調に勝ち進み北郷村と決勝戦を行い2-0で勝ち、今年も優勝旗を持ち帰ることができました。

監督 鬼東 吉彦
 コーチ 河野フユミ
 山形ゆかり
 高瀬 厚子
 白川美由紀
 松葉富美子
 金丸 雅美
 緑川 弥生
 金丸八千代
 右近 絹代
 米良 雪美
 山形 保子



消費生活セミナーで賢い消費者のお勉強

10月22日(水)
 衛生的な食生活のために台所の清潔と食品の保存を学ぶ
 ライオン家庭科学研究所大阪分室
 室長 宮川純平先生

10月29日(水)
 サラ金問題と自己破産
 サラ金問題の深刻さを認識する
 西山・松岡法律事務所
 弁護士 西山律博先生

時間 13時30分～15時30分
 場所 門川町クリエイティブセンター
 受講料 無料
 申込締切日 10月20日(月)

違法駐車

をなくそう!!

門川町に違法駐車防止条例が施行されて四年になろうとしています。警察においても指導取締りを強化しているところですが、相変わらず道路を車庫代わりに利用している町民が後を絶ちません。そのための重大事故や交通渋滞が発生し、また緊急時に人命救助等に支障をきたしています。今後も指導取締りを強化してまいりたいと思いますが、町民のご理解ご協力により住みよい道路社会環境を実現しましょう。

最低賃金が改正されました

日額 4,626円
 時間額 579円
 10月1日から宮崎県最低賃金(地域最賃)が、前記のとおり改正されました。
 なお、特定の業種には別途、産業別最低賃金が定められています。
 最低賃金に関する問い合わせは
 宮崎労働基準局賃金課
 ☎0985-24-2205

10月は高年齢者雇用促進月間

21世紀は本格的な高齢化社会です。高齢者は企業の知恵袋といわれています。なくしていきませんか貴重な人材、活かして下さい高齢者。※平成10年4月から60歳を下回る定年は無効となり、定年を理由として労働者を退職させることができなくなります。
 ハローワーク日向
 (日向公共職業安定所)

中国語会話 後期を開講します!

例年、好評を得ております中国語会話教室を、10月から再び開講します。
 当初は5月～7月の日程で開催しましたが、根強い人気で受講者の強い要望もあり、後期として開講することになりました。
 中国の言語や文化にご興味のある方、ぜひお越しください。
 ◎受講日程
 10月8日・15日・22日・29日
 11月5日・12日・19日・26日
 毎週水曜日19時～21時
 ◎場所
 クリエイティブセンター(文化会館横)
 ◎問い合わせ
 社会教育課
 ☎1140(内266)

農高まるごと講座に参加してみませんか?

この講座は、多彩な農高の先生方からバイオテクノロジーや栽培等様々な分野にわたって、そのノウハウを教えていただきます。
 10月4日 苗木の育て方
 11月1日 レクリエーション
 12月6日 測量の仕方
 1月17日 おもしろ生物実験
 ※いずれも土曜日午後1時から開講、場所は門川農高
 ※必ず社会教育課まで申し込んでください。

第2回 せんてい講座 受講生募集!

今回は、果樹の剪定について講義や実習を交えて学習します。
 受講希望の方は社会教育課までご連絡ください。
 日時 11月1日(土)
 午後1時～3時
 場所 門川農高 園芸棟前に集合してください。

今月の主な行事

- 1日(水)・胃がん・大腸がん検診(7:30~9:30 加草公民館)
・血圧測定(9:30~11:00 役場町民室)
・①マタニティー教室(13:30~ 役場宿直室)
- 2日(木)・胃がん・大腸がん検診(7:30~9:30 門川町役場)
・コスモス教室(9:30~ 中央公民館)
- 3日(金)・胃がん・大腸がん検診(8:00~9:30 三ヶ瀬集落センター)
- 4日(土)・農高まるごと講座(13:00~ 門川農高)
- 5日(日)・門川・草川・五十鈴小運動会
・かどがわ日曜朝市(7:00~9:00 アピオ前)
- 6日(月)・ツベルクリン反応(対象 生後3ヶ月~48ヶ月 14:00~14:30受付 クリエイティブセンター)
- 8日(水)・BCG接種(対象 生後3ヶ月~48ヶ月 14:00~14:30受付 クリエイティブセンター)
・骨太教室(10:00~ 中央公民館)
- 10日(金)・体育の日
- 11日(土)・子どもクッキングスクールA班(10:00~ 中央公民館)
- 12日(日)・子どもクッキングスクールB班(10:00~ 中央公民館)
- 14日(水)・集まれわんぱく芸術家(9:00~ 庵川防波堤)
・地域婦人定例会(19:30~ 中央公民館)
- 15日(木)・3才児健診(H6年5月・6月生 13:30~14:00受付 福祉センター)
・さるびあ塾(9:30~ 中央公民館)
- 16日(金)・コスモス教室(9:30~ 中央公民館)
- 17日(土)・トマト教室(10:00~ 中央公民館)
- 18日(日)・耳川流域地場産品展示即売会(宮崎市高千穂通り)
・中級園芸教室(13:00~ 門川農高)
- 19日(月)・耳川流域地場産品展示即売会(宮崎市高千穂通り)
・第15回読書感想文コンクール表彰式及び発表大会(9:00~ クリエイティブセンター)
・かどがわ日曜朝市(7:00~9:00 アピオ前)
- 22日(木)・消費生活セミナー(13:30~ クリエイティブセンター)
・骨太教室(10:00~ 中央公民館)
- 26日(日)・子どもクッキングスクールC班(10:00~ 中央公民館)
- 29日(水)・消費生活セミナー(13:30~ クリエイティブセンター)
・乳児健診(H9年6月・7月生 13:30~14:00受付 福祉センター)

町の人口 9月1日現在

男	女	計	世帯数
9,121 (9,126)	10,177 (10,183)	19,298 (19,309)	6,374 (6,378)

()内は前月

発行/門川町総務課

〒889-06 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1
TEL (0982) 63-1140(代)

生涯学習公開講座 さるびあ塾



10月 「遙かなる歴史をたずねて」

期日 10月15日(水)
時間 午前9時30分~11時30分
場所 中央公民館
講師 窪田麗子氏
(取扱 社会教育課)

奈良、平安時代の頃、私達の祖先は、どのような生き方をしていたのでしょうか。門川町の様々な遺物をひもとく歴史の中を歩いてみませんか。おもしろいですよ。ぜひ参加してください。

新成人者の主張 原稿を募集!

教育委員会では、「新成人者(有権者)の主張」を募集します。対象は昭和52年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた方で、門川町での成人式典に出席される方です。内容については、「成人の日」を迎えて新しい有権者として国や地方の行政に参加するにあたり、今までの経験を述べて感じたり考えたりしたことや、これからの抱負等を四百字詰め原稿用紙八枚程度お書きください。

なお、応募いただいた方から1~2名、来年1月15日の成人式典において発表していただく予定です。

寄付お礼

この度、左記の皆様より社会福祉事業に役立てていただきました。ご寄付いただきました。厚くお礼申し上げます。
・宮ヶ原 安田喜邦様より拾得物を一般寄付として 金 一万円
・宮崎日向ゴルフ様より町長杯争奪ゴルフコンペ寄付金として 金 十七万四千八百三十円
後向 中田キヌエ様より町

寄付お礼

外転出にあたりお礼として 金 十万円
門川町社会福祉協議会

香典返しとして、社会福祉事業にと御寄付をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げますと共に、故人の御冥福を心からお祈り申し上げます。尚、使途につきましては、その趣旨にそいまして、社会福祉事業に活用させていただきます。と存じます。

- () は故人
 - 三万円 南町一区 金丸富士敏様 (スミエ)
 - 二十万円 竹名 吉田 重利様 (ワサ)
 - 三万円 中 尾 中村 正義様 (ユク)
 - 二万円 加草三区 小田 若松様 (フミ子)
 - 二万円 加草四区 染田 英子様 (正勝)
 - 二万円 宮ヶ原 鈴木 吉一様 (ハツエ)
 - 三万円 下納屋 奈須ミズ子様 (清春)
 - 三万円 東栄町 岩崎 幸明様 (マサ)
 - 五万円 平城東 山下 隆一様 (コトエ)
 - 五万円 庵川東 横井 啓一様 (啓太)
- 平成九年九月十八日届出迄
門川町社会福祉協議会